

令和2年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

議 案 書

愛知県後期高齢者医療広域連合

目 次

同意第 2 号	監査委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
同意第 3 号	監査委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
承認第 2 号	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の専決処分について・・・・・・・・	5
承認第 3 号	令和 2 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算（第 1 号）の専決処分について・・・・・・・・	11
承認第 4 号	令和 2 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 （第 1 号）の専決処分について・・・・・・・・	17
承認第 5 号	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の専決処分について・・・・・・・・	23

同意第 2 号

監査委員の選任について

愛知県後期高齢者医療広域連合規約第 16 条第 2 項の規定に基づき、
識見を有する者として、次の者を愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員
に選任したいので、議会の同意を求める。

住 所	名古屋市中村区熊野町 1 丁目 81 番地 1
氏 名	後藤 道夫 (ごとう みちお)
生年月日	昭和 25 年 12 月 13 日

令和 2 年 7 月 16 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

提案理由

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任される委員として、後藤道夫氏を選任するため、議会の同意を
求めるものである。

同意第 3 号

監査委員の選任について

愛知県後期高齢者医療広域連合規約第 16 条第 2 項の規定に基づき、広域連合議会の議員のうちから、次の者を愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

住 所	名古屋市北区楠三丁目 421 ネオハイツ楠 N 棟 303 号
氏 名	長谷川 由美子 (はせがわ ゆみこ)
生年月日	昭和 33 年 4 月 1 日

令和 2 年 7 月 16 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

提案理由

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員のうち、広域連合議会の議員のうちから選任される委員として、長谷川由美子氏を選任するため、議会の同意を求めるものである。

承認第2号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年広域連合条例第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和2年7月16日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村 たかし

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して、社会情勢に鑑み速やかに傷病手当金を支給する規定を定めるために、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したため、議会の承認を求めるものである。

専決第2号

専 決 処 分 書

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月24日専決

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

広域連合条例第4号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の次に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第5条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数

があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、国民健康保険法の規定に基づく条例若しくは規約、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は法の規定に基づく条例（この条例を除く。）によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第5条及び第6条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

承認第3号

令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条に
おいて準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分
したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和2年7月16日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村 たかし

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して、社会情勢に鑑み
速やかに傷病手当金を支給する予算措置をするために、令和2年度愛知県後
期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を専決処
分したため、議会の承認を求めるものである。

専決第1号

専 決 処 分 書

令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月24日専決

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

専決第1号

令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第1号）

令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,872千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ876,139,346千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月24日専決

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村 たかし

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		259,883,583	3,872	259,887,455
	2 国庫補助金	55,397,887	3,872	55,401,759
歳入合計		876,135,474	3,872	876,139,346

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費		866,596,721	3,872	866,600,593
	3 その他医療給付費	2,761,800	3,872	2,765,672
歳出合計		876,135,474	3,872	876,139,346

承認第4号

令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第1号)の専決処分について

令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和2年7月16日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村 たかし

提案理由

令和2年7月の被保険者証の年次更新発送時に同封するリーフレットの追加封入業務の委託料に対する予算措置をするために、令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)を専決処分したため、議会の承認を求めるものである。

専決第3号

専 決 処 分 書

令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同
法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月20日専決

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

専決第3号

令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算（第1号）

令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,904千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,617,520千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月20日専決

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村 たかし

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		165,088	3,904	168,992
	1 国庫補助金	165,088	3,904	168,992
歳入合計		1,613,616	3,904	1,617,520

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		818,301	3,904	822,205
	1 社会福祉費	818,301	3,904	822,205
歳出合計		1,613,616	3,904	1,617,520

承認第5号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年広域連合条例第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和2年7月16日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村 たかし

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする保険料の減免について、社会情勢に鑑み速やかに申請が行えるよう、その申請期限等の特例を定めるために、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したため、議会の承認を求めるものである。

専決第4号

専 決 処 分 書

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月28日専決

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

広域連合条例第5号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年
広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）

第7条 新型コロナウイルス感染症の影響により第19条第1項の規定の適用を受ける被保険者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出した場合において、広域連合長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

